

奈良市建設工事入札参加者等審査会規程

(目的及び設置)

第1条 奈良市が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下、「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格の審査、指名競争入札参加者及び随意契約の見積参加者(以下「入札参加者等」という。)の選定等を適正かつ合理的に運営するため、奈良市建設工事入札参加者等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事。
- (2) 入札参加者等の格付及び選定に関する事。
- (3) 入札参加者等の入札参加停止に関する事。
- (4) 随意契約の審査に関する事。
- (5) その他市長において必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び第3項各号に掲げる委員で組織する。

- 2 委員長は、総務部担当副市長をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 前項の副市長以外の副市長
- (2) 法令遵守監察監
- (3) 総務部長
- (4) 市民部長
- (5) 環境部長
- (6) 都市整備部長
- (7) 建設部長
- (8) 教育部長

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員又は学識経験者等を審査会の会議に出席させ、その意見を聴くものとする。

5 審査会は、その審議事項について急施を要するため、委員長において会議を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りによる審議をすることができる。

(秘密の保持)

第6条 審査会の会議は公開しない。

2 何人も審査会の会議の内容をほかに漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、契約課において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、昭和61年6月10日から施行する。

附 則 (昭和62年10月1日訓令甲第6号)

この訓令は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月13日訓令甲第3号)

この訓令は、昭和63年4月13日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日訓令甲第4号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年6月21日訓令甲第7号)

この訓令は、平成元年6月21日から施行する。

附 則 (平成元年6月26日訓令甲第9号)

この訓令は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月27日訓令甲第1号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日訓令甲第3号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年1月16日訓令甲第1号)

この訓令は、平成13年1月16日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日訓令甲第2号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成15年2月3日訓令甲第2号)

この訓令は、平成15年2月3日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令甲第3号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日訓令甲第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月26日訓令甲第11号）

この訓令は、平成19年4月26日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令甲第8号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月24日訓令甲第8号）

この訓令は、平成21年11月24日から施行し、この訓令による改正後の奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の規定は、同月2日から適用する。

附 則（平成22年4月1日訓令甲第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月18日訓令甲第7号）

この訓令は、平成22年5月18日から施行し、この訓令による改正後の奈良市建設工事入札参加者等審査会規程第2条の規定は、同月1日から適用する。

附 則（平成22年9月30日訓令甲第13号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令甲第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日訓令甲第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日訓令甲第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。